

京丹後市の学校教育改革構想 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして 〈概要〉

平成24年11月 京丹後市教育委員会

1 学校教育改革の構想へ

教育をめぐる国や京都府の動き

京丹後市が誕生して8年。この間、教育基本法の改正をはじめとして、教育をめぐる環境は大きく変化してきました。京都府教育委員会においても、「京都府教育振興プラン」を指針とした教育改革が進行中です。市教育委員会として、国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境や教育条件の整備に向けて、努力していかなくてはなりません。

出生数の漸減と小規模校化の進行

本市では、小中学校の児童生徒数の漸減により、学校の小規模校化が続いています。小規模な学校にはそのよさがある反面、指導面での制約も存在します。一定規模の児童生徒数・学級数が確保できれば、今以上に多様な学習指導や多角的な人間関係の育成が可能になるなど、将来にわたる本市の子育てや教育のあり方について豊かに考えていく機会となります。

学校再配置の取り組みと学校教育改革

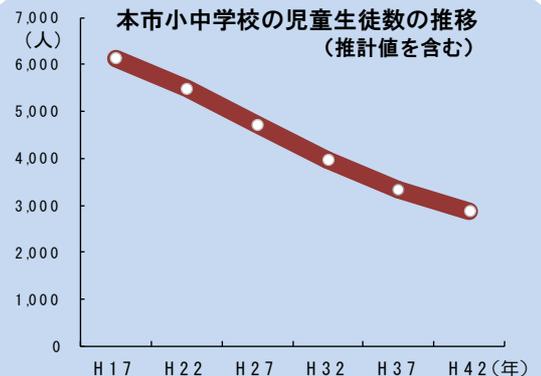
平成19年から取り組んできた学校再配置では、小中学校の児童生徒の保護者を中心とした検討委員会のなかで、「小中一貫教育などにも配慮した真に特色ある学校づくりに努力していただきたい」と提言されました。平成22年に策定した「京丹後市学校再配置基本計画」では、学校再配置を「新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタート」と位置付けました。

学力や生活面での課題

本市の子どもたちは、基礎的・基本的な学力はほぼ全国の平均値にありますが、知識や技能を活用する力には課題があると考えられます。家庭学習習慣や基本的な生活習慣の面でも、全国的な水準と比較してその形成に弱さが見られています。心の面では、積極性や社会性、コミュニケーションの力を一層身に付けさせる必要があるとともに、全国的な状況と同様に規範意識の弱さや短絡的な問題行動が課題となっています。

これらは、学校と家庭、地域社会がともに考え合い連携して解決すべき課題です。

平成18年	教育基本法を改正
平成19年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正
	学校教育法を改正
	教育職員免許法を改正
	教育公務員特例法を改正
平成20年	国が教育振興基本計画を策定
平成21年	保育指針、幼稚園教育要領改訂・実施
平成23年	府が「京都府教育振興プラン」を策定
	小学校学習指導要領改訂・実施
平成24年	中学校学習指導要領改訂・実施



2 学校教育改革構想の具体化へ



学校教育のあり方

中学校を修了する生徒には、卒業時に期待される学力や豊かな心などの「生きる力」を確実に身に付けさせなければなりません。さらに、希望進路の実現に向け、中学校と高等学校等との連携にも配慮することが重要です。そのためには、本市の学校教育のあり方を点検・再検討していく必要があると考えています。

子どもの実態と教育の一貫性

小学校から中学校へ進学した際、学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に対応できず、つまずく生徒が出現するという問題が出てきています（中1ギャップ）。これは、中学校で不登校や問題行動が増加する背景のひとつになっていると考えられています。また、小学校高学年で思春期の特徴が現れ始めるなど、子どもたちの発達の早期化に対応した指導のあり方も課題です。このような子どもの変化に対応するには、保育所、幼稚園、小中学校が連携し、子どもの発達に合った一貫性のある教育を実現していく必要があります。

新しい学力育成と教育の一貫性

変化の激しいこれからの社会で必要とされる力 — 思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」や生涯にわたって学び続ける力などが、一層求められています。このような力は、指導に系統性や一貫性がないとなかなか身に付かないといわれています。就学前から中学校卒業までの一貫性のある教育を実現させていくことは、本市の将来を担う子どもの育成にとって大変に重要です。

更に、学校だけでなく、子どもたちの学ぶ意欲や将来への夢・希望を支える家庭や地域社会の役割もきわめて重要です。

現行の学校教育システムの再検討へ

このような社会の変化、子どもの変化、求められる学力の育成に対応していくためには、子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」という視点で捉えなおし、今以上に連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを再検討する必要があります。国においても、文部科学省で小中一貫教育制度等が検討されるなど、一貫性のある教育が重視されてきています。

中1ギャップ

急激な変化につまずく生徒
中1年で不登校・問題事象が増加

本市の不登校
児童生徒数



中学校入学時の不安

発達の加速傾向

小学校高学年から始まる思春期
と自尊感情の低下

より連続性・一貫性のある教育の実現へ

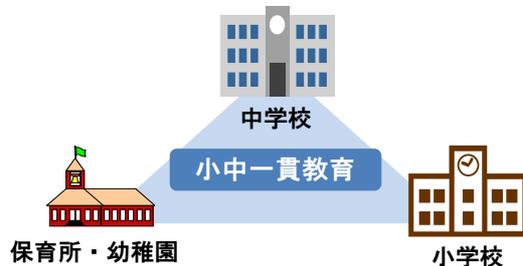
豊かな人間
関係を築き、
交流する力

思考力・判断
力・表現力や
学ぶ意欲など
の確かな学力

生涯を通じ
て自らを磨
き、学び続
ける力

小中一貫教育の構想

市教育委員会では、学校再配置の取り組みを契機として教育改革を進め、市域全域での「小中一貫教育」を実現します。これにより、「中1ギャップ」等の教育課題を解決するだけでなく、就学前からの連続性・一貫性のある教育を確立するとともに、家庭や地域と連携して「地域の教育環境づくり」に努めます。



小中一貫教育は、小学校入学時から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法を共有しながら緊密に連携・協働して進める教育の方法です。

本市では、保育所や幼稚園の就学前教育を加えた10年間にわたる小中一貫教育を目指します。

小中一貫教育で期待できること

- 10年間にわたる一貫した教育課程（学校等の教育計画）により、一人一人の子どもを長い目で見た指導が可能になります。
- 保育所や幼稚園、小学校、中学校の先生がいっしょになって、子どもの学力育成や心の変化に対応しやすくなります。
- 中学校進学への不安解消や、中1ギャップなどの子どものつまずきや問題行動・不登校の改善が期待できます。
- 学校や校種を超えた子どもの交流により、自立心や規範意識、社会性などの育ちがいっそう期待できます。
- 中学校区を単位にして、学校と家庭・地域の連携をいっそう深めることができます。

3 学校教育改革構想の重点

学校教育改革構想のテーマ



子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指して

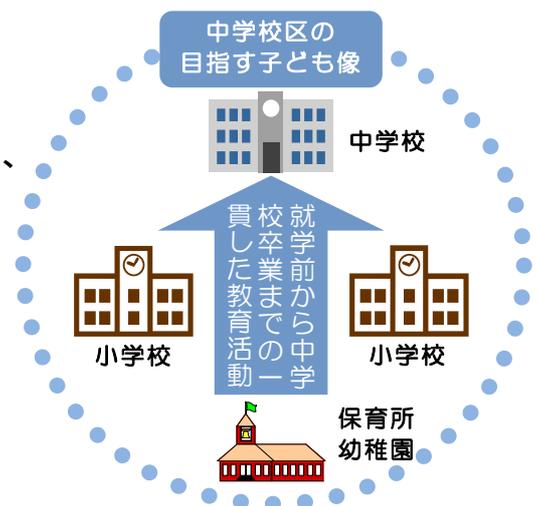
「将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子どもの育成」

小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進するとともに、保育所と幼稚園、小学校との関係についても連携を深めます。とりわけ次項の実践内容①～④により、就学前から義務教育修了までの10年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現を目指します。

小中一貫教育の実践内容

- ① 就学前から中学校卒業時まで目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生きる力」の育成を目指します

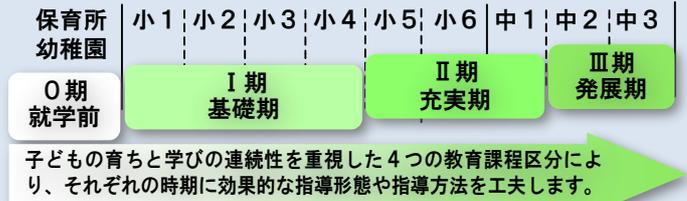
中学校区を単位として、就学前も含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育を進めます。



② 教育課程の編成や指導形態を工夫し、10年間を見通して一貫した指導を大切にします

確かな学力を育成する教育課程の編成

学習指導要領を基本にしながら、子どもの発達や学習の特性等に応じた教育課程を開発・導入します。就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を工夫します。



地域の良さと誇りを学ぶ学習（仮称「丹後学」）

本市への理解を深め、郷土への愛着と誇り、地域生活への意欲を系統的に育むため、「（仮称）丹後学」を開発し、各学校等で工夫して実施します。

豊かな言葉とコミュニケーションの育み

各学校等で工夫しておこなわれている言語力を育む取り組みや、小学校低学年からの外国語活動等について、各中学校区で充実に努めます。

③ 教育活動の連続性・協働性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

夢と希望を育む幼児児童生徒の交流

各中学校区では、小中交流授業や合同行事など、学校や校種を超えた幅広い集団での活動を校区の条件に応じて設定し実施します。

小中学校の乗り入れ授業や一部教科担任制

中学校の教員が小学生を指導するなど、校種を超えて授業をおこないます（乗り入れ授業）。また、小学校の一部教科で、教科担任制を工夫します。

※ 実施する内容や方法、回数などは、各中学校区の学校数や立地、教職員体制などの条件により異なります。

④ 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

地域で子どもを育てる仕組みづくり

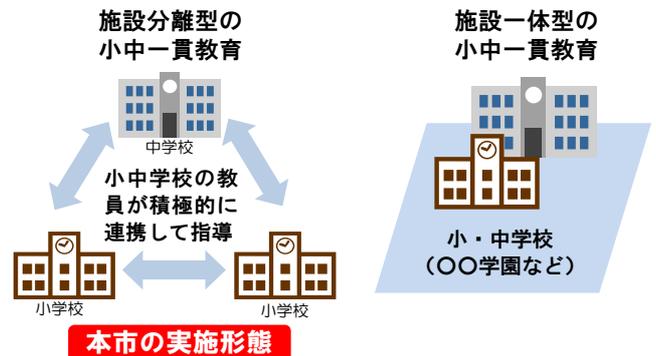
学校、家庭、地域が連携・協力した地域の教育環境づくりに努めます。学校支援ボランティアの取り組みを拡充し、放課後などにおいても学習や体験の充実に向け全市をあげた体制づくりを進めます。

家庭の教育力を高める取り組み

小中一貫教育を契機として学校等の教育への一層の理解を深める取り組みを充実するとともに、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の確立、躰などについての啓発を進めます。

小中一貫教育の形態

学校再配置を生かし、既存校舎を活用した「施設分離型」の小中一貫教育を推進します。「施設分離型」とは、小学校と中学校の校舎は分かれています、小中の教職員が積極的に連携して、小中一貫教育の教育課程に基づいた教育活動を進める形態です。



小中一貫教育の全市展開に向けて

小中一貫教育の導入は、初年度を平成26年度とし、準備が整った中学校区から、順次、小中一貫教育へ移行します。平成28年度には、すべての中学校区で小中一貫教育を実施します。

